

水道課からのお知らせ

下記の期間において、水道工事に伴うバルブ開閉作業により、水道水に赤水が混入する可能性があります。もし、赤水が混入してしまった場合は、すぐに状況に応じた対応をさせていただきます。

また、混入発生情報及び復旧状況は、町ホームページにてお知らせします。ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

※赤水・・・水道管内側に付着した錆びた鉄分がはく離し、水道水中に混入したもの

西部配水系配水区域（町域の西側区域）



作業期間 5月17日(月)～21日(金)

影響区域 西部配水系配水区域
(左の図でご確認ください)

問合先 水道課 工務係
平日 8:30～17:15
☎492-9145 (水道課工務係)
平日の時間外及び土・日曜日、祝日
☎492-1212 (役場代表)

雨水タンクの設置費用などを補助します

町では、不要になった浄化槽の改造や雨水タンクの設置に対し、補助金を交付しています。

貯めた水は、花や植木の水やり、打ち水などに利用できます。

補助金の交付申請が11月以降になる場合や雨水タンクの容量などにより、補助金が交付できない場合がありますので、設置や補助についてご不明な点がございましたら、水道課へご相談ください。

補助対象

- ①浄化槽改造：不要になった浄化槽を雨水貯留施設に転用するため改造工事をする場合
- ②雨水タンク設置：屋根に降った雨水を雨水タンクに貯めるための設置工事をする場合

補助額

区分	補助額
①浄化槽改造	工事費の1/2(上限75,000円)
②雨水タンク設置	工事費の1/2(上限30,000円)

問合先 水道課 管理係 ☎492-9144

合併処理浄化槽の設置補助について

町では、生活排水による水質汚濁を防止し、生活環境や自然環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置に、補助金を交付しています。

住宅のほか、工場や店舗なども補助の対象としますので、新築やリフォームの際にご活用ください。

なお、次のような場合には補助金を交付することができない場合がありますので、設置や補助についてご不明な点がございましたら、水道課へご相談ください。

- ・公共下水道への接続が優先されるため補助金の交付ができない地域である場合
- ・補助金の交付決定前に合併処理浄化槽の設置工事に着手した場合
- ・申請年度内に工事を完了できない場合 など

<補助要件>

住宅、工場、店舗など
※いずれも生活雑排水の処理に限ります。

<補助金の限度額>

人槽区分	限度額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8人槽以上	548,000円

問合先 水道課 管理係
☎492-9144

令和3年度農業振興地域農用地区域からの除外申出の事前相談のお知らせ

農用地利用計画で定められた農用地を2、3年以内に転用して、農家住宅・分家住宅など他の土地利用を計画されている人は、農用地区域から除外する手続きが必要です。つきましては、次のとおり事前相談の受け付けを行いますのでお知らせします。

○相談受付期間 5月6日(木)～6月4日(金)(土・日曜日を除く) 9:00～11:30、13:00～17:00

○相談場所 産業課(本館1F)

○除外申出対象基準(以下の要件がすべて満たされていないと申し出ができません)

1. 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。
2. 変更後の農用地区域の利用上の支障が軽微であること。
3. 変更後の農用地区域の集団性が保たれるものであること。
4. 変更後、土地利用の混在が生じないものであること。
5. 基盤整備事業等を実施中でないこと、及び完了して8年以上経過した区域であること。
6. 変更後の農用地区域の集落営農組合や、認定農業者等の利用集積や営農活動に、支障を及ぼさないものであること。
7. 申出目的の実現見込みが確実であること。
8. 現在、無断転用をしている農地がないこと。

※農用地利用計画(農業振興地域整備計画)は、優良農地の確保を目的としているため、簡単に除外できるものではありません。土地の選定につきましては慎重にお願いします。

○問合先 産業課 産業振興係 ☎492-9141

建物を建築される皆さんへ

「狭あい道路拡幅整備事業」のお知らせ

◆狭あい道路拡幅整備事業って？

建物を建てる時に、敷地は幅4m以上の道路に接している必要があります。道路の幅が4m未満の場合は、道路の中心から2m後退したところまでを道路とみなし、建物を建てることになります。

町では町道を対象に、この道路とみなされる部分の用地買収などを行い整備しています。

◆手続きは？

建築確認申請までに事前に相談いただき、拡幅整備の方法などについて打ち合わせをします。

その後、建築確認申請時に拡幅整備申請書を提出していただきます。

◆費用は？

用地買収費、測量・分筆費、道路整備費などの費用は、町が負担します。

◆問合先

都市計画課 都市計画係 ☎492-9143

